

2-5-4. 児童生徒性暴力等を予防するための取組状況について(令和7年10月1日現在)

			実施している	
			団体数	割合
1. SNS等による私的なやりとりの禁止	SNS等を用いて児童生徒等と私的なやりとりをしてはならないことを指針・通知、研修等により明確化	都道府県	47	100.0%
		指定都市	20	100.0%
		計	67	100.0%
	SNS等を用いて児童生徒等と私的なやりとりをしてはならないことの明確化について、市区町村教育委員会へ促している(都道府県のみ)	都道府県	47	100.0%
		都道府県	47	100.0%
		指定都市	20	100.0%
計	67	100.0%		
2. 児童生徒性暴力等の実態把握の方法、相談窓口の設置	教育職員等や児童生徒等を対象としたアンケート等の定期的な実施	都道府県	43	91.5%
		指定都市	17	85.0%
		計	60	89.6%
	児童生徒性暴力等の実態把握について、市区町村教育委員会へ促している(都道府県のみ)	都道府県	43	91.5%
		都道府県	47	100.0%
		指定都市	20	100.0%
		計	67	100.0%
児童生徒性暴力等の相談窓口の設置と周知	都道府県	47	100.0%	
相談窓口の設置と周知について、市区町村教育委員会へ促している(都道府県のみ)	都道府県	47	100.0%	
3. 児童生徒性暴力等の防止に係る研修の工夫	児童生徒性暴力等に関して教育職員等への研修を行っている	都道府県	47	100.0%
		指定都市	20	100.0%
		計	67	100.0%
4. 児童生徒性暴力等を予防するためのその他の取組	児童生徒性暴力等を予防するために、執務環境の見直しによる密室状態の回避や教育指導体制の見直しによる組織的な対応等について、学校や市区町村教育委員会へ指導等を行っている	都道府県	47	100.0%
		指定都市	20	100.0%
		計	67	100.0%
	教師個人のスマートフォン等の私的な端末で児童生徒等を撮影することのないようにすること、学校所有等の端末で撮影する場合であっても児童生徒等の画像を管理職の許可なく学校外に持ち出すことのないようにすることなど、端末の利用やデータの管理についてルールを明確化している	都道府県	41	87.2%
		指定都市	19	95.0%
計	60	89.6%		